

○政治と社会 (p 6)

「人間は () 的動物である (アリストテレス)

多様な人間関係 → 多様な立場 ex 宮城県人・鹿島台町町民・大崎・多賀城・塩竈市民・鹿商生・〇〇君の友人・〇〇部の部員・
〇〇さんの息子・娘・孫 etc

※その中でも今日重要になっているのが、日本 () であるという感覚

○政治と国家 (p 6)

☆国家とは？

国家の三要素：領域・国民・主権

領域…領土・()・領海 cf 排他的経済水域、大陸棚 (二〇〇海里) ←資源をめぐる問題

主権…国家の最終的なあり方を決定する権力

ex 他国からの干渉を許さない etc.

問 日本と中国が尖閣諸島をめぐる争っている。尖閣諸島自体に大した価値はない。なぜこだわるのだろうか。

○国家の役割 (p 7)

1. () な政府 (消極国家) …国民の生活に余計な口出しをしない。国民の安全を守るだけで良い。
このようなことから、150年ほど前は「夜警国家」と呼ばれることもあった。基本的な考えは「自己責任」。

長所：自由な活動 (特に経済面) が可能。がんばればがんばっただけ成果が上がり、やる気が生きる。

うまくいけば活性化した豊かな社会となり、のびのびと生活できる。

短所：急激なインフレ・デフレなど、経済問題が起こっても対処が難しい。

経済的格差が広がっても解決することが困難。

2. () な政府 (積極国家) …積極的に国民の生活を保障。国民の幸せをめざす。

国や地方の機関が国民生活の細かい部分まで面倒をみるようになったことから、「()」ともよばれる。

長所：経済問題に対処できる。また経済格差を縮小し、経済的弱者を助けることも可能である。

短所：国家が口出しする部分、いわゆる「規制」が多くなり、正常な経済活動の発展が妨げられる場合がある。

また、課税も増えることから、働く人の意欲がなくなりがちである。

問1 景気が良く、お金がどんどん入ってくる時には消極国家が支持され、積極国家はきらわれる。なぜだろう。

問2 不景気だったり、経済問題が起こったりして生活が苦しくなったときには、積極国家がさげられる。なぜだろう。

○国家と法 (p 8)

憲法 …国の基本法。「権力者から国民を守る」という性格が強い。

法律 …権力者が人々を統治するために定めたものが代表的。「人々を処罰する」という性格が強い。

cf 条例 …現在の日本で、地方公共団体等が法律の範囲内で独自に定める法。

※上記3つの法には、ちゃんと上下関係が決められている。憲法 > 法律 > 条例。憲法が一番上。

つまり「人を守る法」 (= 憲法) が「人を処罰する法」 (= 法律) より上におかれ、憲法が権力者を規制している。

これを () という。

(法と道徳の違い)

法に違反した場合、刑罰などの罰則があるが、道徳の場合は非難されることはあっても制裁はない。

問 法に違反する人はめったにいないが、いじめをする人は身近に存在する。なぜだろう。罰則の面から考えてみましょう。

○社会契約説と権力分立 (p 10)

【社会契約説】

国家は、我々を統治している (ex 法を制定し、違反した者を処罰する・税を払わせる・国によっては兵役を課す etc)。

「統治」とは、時に強制的に国民を従わせることも意味する。→私たちは、なぜ国家に従わなければならないのか？

(よくある答え) えらい人のいうことだから。いうことを聞かないと罰せられるから、しかたなく。

→ このように答えた人。あなたは、自分とはちがう「特別えらい人」がいると感じていますね。

↓

こうした人々の感覚を利用した人がいます。今から約400年前、17世紀の王様です。当時王は「特別なひと」として君臨した。

どれだけ特別か。神から権利を与えられた、「神に選ばれし者」= () 説。

↓

しかし、キリスト教が行きわたっているヨーロッパの人々は疑問をもつ。「神は、人を平等に作ったのではないか？」

これを自然法思想というのだが、これをもとに「王=神」に対抗して説かれたのが、「社会契約説」である。

問 「私たちとはちがう、えらい人に従わなければならない」という考えと、「人間は平等である」という考えは矛盾している。どのような点で矛盾しているのだろうか。

では、自然法思想について考えてみよう。社会が形成される前の、人間が神によって作られた、できたてほやほやの時代(原始時代が、イメージが近いかな)から、人間は自由に行動する権利を持っている。これを自然権という。

この権利を人間は、どのように扱うのか、その結果なにが必要になってくのか、以下3人の思想のテーマである。

1. ホッブズ (英 1588~1679)

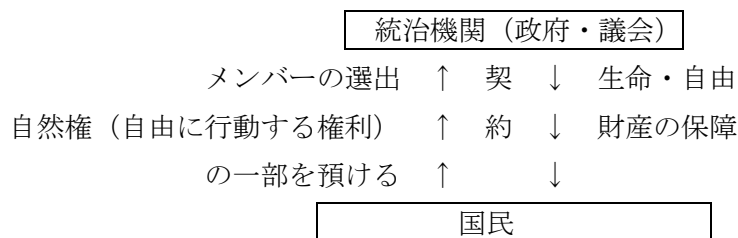
人は「自由に行動する権利」を、無制限に行使する。かんたんにいうと、みんなが“自分勝手”な行動に走る。すると、互いに恐怖の状態、いわゆる「()の()に対する()」になるとした。

そうならないようにするには、“化け物のような力”(「リヴァイアサン」)で人々を押さえつける必要がある。

ホッブズが想定した「統治」とは、当時絶対的な権力を持っていた王によるものであった。みんなが「自分勝手に行動する権利」(=自然権)を放棄して王に預け、治安を保つ契約をするのがよいとした。

2. J.ロック (英 1632~1704) 著書「統治二論」or「市民政府二論」

「人間は白紙(タブラ・ラサ)の状態生まれる。」多くの人々は善良であるが、一部そうではない人々もあらわれる。そのため、国民の生命・自由・財産を守る組織である「政府」や、ルールを作る場所「議会」をつくり、政府や議会に対し「自由に行動する権利」の一部を預け、平和を乱す行為を取り締まってもらう。私たち国民は自由に行動する権利の一部をがまんして、自分たちを取り締まる権力を与えるから、安心・安全な生活を守ってね、という「約束」をしたということである。この約束を「契約」という。もともとは神とおこなう、決してやぶってはいけない約束のこと。これを社会契約という。



このように国民と国家は、やぶってはいけない約束= () を結んだ! では約束をやぶったらどうなる?

1. 国民: 人々の安心・安全な生活をみだす行為(一般に犯罪と呼ばれる)をしたのだから、国家によって処罰される。

2. 統治機関 (政府・議会):

人々を守る政府が、権力を悪用して人々を苦しめた場合、契約違反であるから、倒してしまってもかまわない。これを()

or 革命権と呼ぶ。この思想によって、イギリスの() 革命では国王ジェームズ一世が処刑された。また植民地アメリカが本国イギリスとの戦争を決意し、イギリスを倒して独立を達成した(アメリカ合衆国の成立)。これを()

戦争(1776)という。

4 / 2 3 課題 政治経済 予習プリント その2 うら

○社会契約説と権力分立 (p 10 つづき)

3. J.J. ルソー (仏 1712~1778) 著書「人間不平等起源論」「エミール」

原始、人間はもともと自由・平等だった。しかし、文明社会では、色々なルールに従わなければならなくなった。このルールはどこからきたのか？文明社会において力を持った人たちが、自分たちに有利になるようなルールを定めたのだ。文明社会が発達するほど、人々はこの“だれかが作った”ルールに動かされ、がんじがらめに縛りつけられていく。ルソーはこれを「我々はいたる所で鎖につながれている」と表現した。

しかし社会ルールは、本来、特定の人々の利益を反映したもの（特別意思）であってはならない。またこのような人々が集まって決めたことは、単に彼らの利益になるというだけだから、たとえ多数決によるものであっても、社会にとって本当に有意義なものとは限らない。ルソーはこれを（ ）とよんだ。

こうした事態を避けるため、ルソーは、社会契約（しくみはロックとほぼ同じ）による統治が必要であるとした。ルソーは代表制を否定し、全員が政治に参加する、直接民主制を説いた。みんなで話し合い、個々の利益をこえた、本当に全員のためになるルールを定める。こうして決定されたものは（ ）とよばれる。

1789年に始まる（ ）革命で、フランス人が叫んだのは「自由・平等をまもれ！」であった。

問1 民主主義のかたちには直接民主制と間接民主制がある。現代の日本はどちらか。

問2 ルソーによれば、「多数決」の結果が必ずしも正しいといえないのはなぜだろうか。

【権力分立論】

社会契約説のしくみをかんとんにいうと、みんなが安心して暮らせるように、自由に行動する権利の一部をがまんする。そしてみんなで政府をつくり、みんなの安全を乱すものを取り締まってもらう。

つまり、我々は国家に従わなければいけないが、それは私たちが自主的にそういう状況を作り上げたもので、国家を運営する人々も我々と平等である。彼らの権限は我々が与えたものである。彼らが我々と違う「特別なひと」ではあり得ない。

とはいっても人の上に立ち、統治する立場になると人格も変わってしまい、人を支配する方向へ走りがち。みんなで作った政府といえども、その危険性はある。政府の国民への横暴なふるまいを防ぐにはどうするか？

手順その1 人々を統治するための最も重要な権力をピックアップする。おもに下の3つとなる。

- A () 権・政策を決定する (→それに必要な法案も作成する) などの権利 →国会 etc
- B () 権・決定された政策を実行するなどの権利 →内閣・大統領 etc
- C () 権・法を適用するなどの権利 →裁判所 etc

手順その2 3つの権力を分離し、集中しないようにする = ()

手順その3 3つの権力をじゃんけんのような関係にする。
行き過ぎた場合、互いに抑え合うことができるようにする = 権力の () と ()
(チェック・アンド・バランス)

問1 これを「法の精神」のなかで唱えた人物は誰か。()

問2 Cの機関がAやBの機関を抑制するために持っている権力を何というか書きなさい。

○法の支配の原則 (p 12)

☆法のチャンピオンである憲法と、支配者(王など)や政府(統治機関) etc はどっちが上？

() の方が上。これを () という。

→「王といえども神と法の下には立たなければならない。」(E・コーク)

→どんな人間・組織であっても憲法に従わなければならない。

